

認 定 第 2 号

決算の認定について

令和7年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 令和7年度新居浜市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和7年度新居浜市渡海船事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和7年度新居浜市平尾墓園事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和7年度新居浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和7年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

参照条文

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（決算）

第 233 条 （省 略）

2 （省 略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4 （省 略）

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6、7 （省 略）